

ご自分のマイナンバーわかりますか



マイナンバーを提示する機会が増えています

官公庁や勤務先などでマイナンバーを提示する機会が増えています。2月から始まる確定申告でもマイナンバーの提示と本人確認が必要になります。今一度、あなたのマイナンバーを確認しておきましょう。



▲通知カード（紙製：緑色）

あなたのマイナンバーは

マイナンバーは、平成27年11月中旬から12月にかけて世帯主宛に「通知カード」を郵送してお知らせしています。※「通知カード」は緑色の紙製で、マイナンバー（個人番号）・氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

紛失した人は
1件500円で再交付を申請することができます。市民課または各支所地域振興課市民生活室の窓口にて、本人確認書類（免許証など顔写真付きのもの）は1点、顔写真のないものは2点「保険証と年金手帳、健康保険証と介護保険証などの組み合わせ」を持参して、申請してください。代理人が申請する場合は、お問い合わせください。通知カードは、申請から1か月程度で自宅に簡易書留で郵送されます。

※お急ぎでマイナンバーが必要な場合は、お問い合わせください。

■受け取っていない人は

郵送時に不達となった約200世帯分の通知カードを市役所で保管しています。受け取っていない場合は、お問い合わせください。保管されていない場合は再交付となります。

マイナンバーカード（個人番号カード）を作りませんか

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示されます。

本人確認の証明書として利用できるほか、e・Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスにもご利用いただけます。

■申請について

申請は、市民課または各支所地域振興課市民生活室の窓口やパソコン、スマートフォンでできます。

引っ越しや婚姻などで住所や氏名に変更があった人は、通知カードと一緒に郵送した申請書では受け付けできません。窓口で正しい情報が記載された申請書を請求してください。

※申請からカード交付まで1か月程度を要します

■受け取りについて

申請した人に、後日、市から交付通知書（はがき）を送付します。申請した本人（15歳未満の人は、保護者同伴）が、交付通知書と通知カード、本人確認書類を窓口を持参することによって、マイナンバーカードを受け取ることができます。代理人の受け取りは、身体上の理由などに限られますので、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ

市民課市民年金室
☎53・2111（内線282）



▲マイナンバーカード（プラスチック製）